

平成 25 年度第 2 回社会教育委員会議 会議録

【開催日時】 平成 25 年 10 月 28 日（月） 午後 1 時 30 分から 3 時 30 分まで

【開催場所】 教育委員会 大会議室

【出席者】

（委員）

浅間委員、飯牟礼委員、近藤委員、佐野委員、篠原委員、柴田委員、田中委員、中尾委員、藤田委員、星野委員、森委員、弓場委員、渡辺委員（13 人） 3 人欠席

（職員）

高橋生涯学習部長、増田生涯学習部次長（兼生涯学習課長）、西沢文化・スポーツ課長、増田図書館長、木村鳥の博物館長、今井生涯学習課主幹（兼公民館長）、鈴木文化・スポーツ課主幹、宇賀神図書館長補佐、小川主査長

【傍聴人】 1 名

【会議次第】

- 1 開会のことば
- 2 委員長挨拶（渡辺委員長）
- 3 生涯学習部長挨拶（高橋生涯学習部長）
- 4 議事（議長：渡辺委員長）
 - (1) 平成 25 年度社会教育事業の実施状況について（4～9 月）
 - (2) 平成 26 年度社会教育事業の予定及び予算要求の概要について
 - (3) 「体育行政の在り方及び社会教育施設の利用促進についての提言書」検討結果報告について
 - (4) 我孫子市ラブホテルの建築規制に関する条例（昭和 59 年 5 月 8 日条例第 16 号）に基づく審査会委員の推薦について
 - (5) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 18 条の改正に伴う我孫子市社会教育委員条例（昭和 33 年 3 月 24 日条例第 5 号）第 3 条の改正について
 - (6) その他
 - ① 「我孫子市社会教育推進計画」の計画期間延長及び部会の設置について
 - ② 千葉県社会教育振興大会について
 - ③ 「我孫子市の図書館」刊行について
 - ④ その他
- 5 傍聴人意見陳述
- 6 閉会のことば

【配布資料】

- 資料 1 平成 25 年度社会教育事業の実施状況について（4～9 月）
- 資料 2 平成 25 年度主な社会教育施設利用状況
- 資料 3 平成 26 年度社会教育事業の予定及び予算要求の概要
- 資料 4 体育行政の在り方及び社会教育施設の利用促進についての提言書
- 資料 5 我孫子市ラブホテルの建築規制に関する条例
- 資料 6 公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たっての参酌すべき基準を定める省令の一部を改正する省令（社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たっての参酌すべき基準）の施行について（通知）
- 資料 6-2 我孫子市審議会等の見直し方針
- 資料 6-3 我孫子市社会教育委員条例

【議 事】

(1) 平成 25 年度社会教育事業の実施状況について（4～9 月）

資料 1 「平成 25 年度社会教育事業の実施状況について（4～9 月）」、資料 2 「平成 25 年度主な社会教育施設利用状況」について各所管から補足説明。

- 生涯学習課長：企画調整担当分については予定通り執行している。特に遅れている事業はない。
- 公民館長：施策「1. 公民館講座・学級」については予定通り執行している。実施事業「①長寿大学」については、40 周年記念式典をけやきプラザで開催した。施策「2. 公民館運営」の実施事業「③湖北地区公民館指定管理者」として4月からアクティオ(株)がスタートした。23 講座を実施したが、参加者が定員に満たないものもあり指定管理者選考委員会にて対策を検討する。施設の面では、湖北地区公民館の第 1 学習室の空調機が故障してしまい、今年度予定していた事務室の空調機の予算を使って、8月に交換した。事務室分について今年度中に入札を行い、契約していく予定である。
- 文化・スポーツ課長：歴史文化財担当実施事業「文化財の保護」として、発掘調査を 13 件実施している。消費税が 5%から 8%に上がるために、住宅関連（建築業者・設計者・個人・銀行等）から飛び込みで相当数の確認がきている。スポーツ振興担当実施事業「小学校プールの開放事業」については、放射能の関係で、1 年空いて実施した。校舎・体育館の耐震工事等の影響から、前回に比べ一般開放で 1 校、団体開放で 1 校、計 2 校で実施できなかったが、延べ 1 万人を超える利用者があった。同担当実施事業「スポーツ教室・大会」の「第 8 回手賀沼トライアスロン大会（後援）」では、個人では 40 人、3 人 1 チームでは 53 組、計 563 人の出場があった。
- 図書館長：「我孫子市の図書館」（平成 25 年度版）が完成したので、持ち帰りご覧いただきたく席上に配布した。施策「1. 資料の収集」については順調に推移している。施策「2. 資料・情報の提供」の実施事業「①資料の貸出」については、前年の同時期に比べ 3 万 6 千冊ほど減少している。これは、蔵書点検による 4 日間の開館日数の減少が一

つの要因と見ている。施策「3. 子どもの読書環境向上への取り組み」の実施事業「②子どもたちへの読書普及」として夏休みに実施している「子どものための科学実験講座」は、昭和56年から開始し、今年で32回目となっている。

- 鳥の博物館長：施策「1. 教育普及活動」の実施事業「③てがたん」の第6回の参加人数は、7人を27人に資料訂正してほしい。同実施事業「⑦その他」は、平成25年度新規事業になっている。「夏休み自由研究相談」は、23人が参加した。中には、作品展に出品される等、優秀なものもあった。「ティーチャーズデイ」では、市内の学校の先生へ鳥博の利用方法を紹介したり、校内での鳥博に対する考え等について意見交換した。施策「2. 調査研究」の実施事業「⑩出版」の鳥の博物館調査研究報告19巻については、鳥の博物館のホームページにアップしたもので冊子ではない。施策「4. その他」の実施事業「⑭施設管理」では、2,3階館内展示室の照明のLED化は終了した。鳥の博物館の利用者は、半年で16,357人と昨年比微増である。オリジナルTシャツを870枚製造したが、750枚あまり売れている。
- 弓場委員：この資料は、この会議のために作成しているものか、それとも他の目的で使用したものを使っているのか。事業内容に昨年の資料と全く同じ記述がある。利用状況の増減の数値等を見ると、資料が不完全という印象を受ける。
- 生涯学習課長：この様式は、この委員会だけのものである。この資料を作成するにあたり、この様式を各担当に送り、各担当で記入してもらっている。とりまとめる段階で、確認していきたい。
- 渡辺委員長：この資料は何のために作成しているのか。平成26年度の予算要求にあたって平成25年度の執行状況を報告しているということか。
- 生涯学習課長：平成25年度の予算が執行しているかの確認をお願いしている。予定通り事業を確実に執行しているか、未執行だったり、遅れているものがあるかないかを報告している。
- 渡辺委員長：社会教育委員が予算執行状況を確認できるよう精度の高い資料を作成していただきたい。
- 星野委員：文化財の保護ということで発掘調査が行われているようであるが、画期的な成果があったら教えていただきたい。
- 文化・スポーツ課長：発掘件数は増加したが、一般的な発掘内容であった。施策「1. 文化財保存・活用の推進」の実施事業「文化財の保護」における「山王作南遺跡3次発掘調査」は、天王台駅近くに老人ホームを建設するにあたり調査したものであるが、古墳時代の竪穴建物が2棟見つかっている。そこに近い天王台駅付近の車両置き場となっているところは高台であり、そこも発掘すれば同様なものが見つかったであろうと推測できる。
- 星野委員：「長寿大学」の講座では、今年度から福祉科目として、認知症サポーターや福祉施設見学が追加されたが、未だに趣味・健康・スポーツ・教養といった内容が大部分を占めている。退職OBの社会貢献を促す事業や科目をもっと追加していただきたい。福祉関連で活動しているボランティア団体等の意見を取り入れて必須科目とするぐらいの意識を持っていただきたい。
- 公民館長：「長寿大学」の入学資格は、65歳以上となっている。社会貢献ということでは、卒業後に積極的に活動してもらおうというのが当初の目的だったが、実情を考えると卒業後に大いに活躍ということでは体力的に問題があるという社会教育指導員からの報告もある。現役

中に学級活動のなかで地域に貢献できるよう、地域で活動しているボランティア団体等に所属している受講生の意見を聞いたり、市民活動支援課から紹介してもらったりしながら、平成26年度以降のカリキュラムに入れていきたい。

(2) 平成26年度社会教育事業の予定及び予算要求の概要について

資料3「平成26年度社会教育事業の予定及び予算要求の概要」について各所管から補足説明。

- 生涯学習課長：企画調整担当の経常費の予算として、平成25年度同様、平成26年度も3事業について計上している。
- 公民館長：それぞれの学級については、平成26年度は、平成25年度と同等の予算要求をあげている。湖北地区公民館の設備に関しては、かなり老朽化が進んでいるため空調を含め計画的に修繕の要求を今後していきたい。事業名「生涯学習センター総合管理運営」については、アビスタの施設管理・運営等を一括委託しているが、平成25年度で3年契約を終えるため、新たにプロポーザルを実施し、平成26年度から新たに契約する準備をしている。
- 文化・スポーツ課長：経常事業は平成25年度と比べ横ばい状態で予算要求している。スポーツ振興担当における事業名「学校体育施設開放事業(小学校プール開放)」は、体育館の耐震工事の影響でトイレが使用できなくなるにより平成25年度と同じように実施できるかどうかは分からない状況である。事業名「体育館改修事業」については、政策事業としてあげたいと考えている。市民体育館は、昭和60年に建てられて以降、部分的な補修を進めてきたが老朽化が進んでいる。体育館内部に雨水管が通っているが、雨水管の腐食が激しく、雨水管の水漏れが体育館内部に漏れてきてしまい、拭き取りながら貸し出している状態である。平成25年度の予備費、補正により対応することになっているが、平成26年度は、政策費として予算化しながら進めていこうと計画している。歴史文化財担当における事業名「手賀沼文化拠点整備計画の推進」が平成25年度で前期計画が終わり、平成26年度から後期計画が始まるにあたり調整を進めている。文化振興担当における基金事業として行っていたものは基金が底をついたため中止となるが、子供のための事業等、なんとか続けていけないか調整しようとしている。
- 図書館長：事業名「資料の収集」では、図書・雑誌の購入費として28,045千円を要求しているが、財政課からは平成25年度比マイナス2%で計上するよう方針が出ている。平成25年度と比べ57万円ほど低く要求している。高齢者へのサービスは、これからも高齢者は増えていくため、維持していこうと前年と同じ金額を見積もっている。
- 鳥の博物館長：政策事業として事業名「LED工事」を平成24年度から3か年計画で進めている。最終年度の平成26年度は、1階の事務室等のLED化を計画している。事業名「展示リニューアル基本計画」では、第1期実施計画に入っているが、平成2年に開館して以来四半世紀近く常設展は全く手を入れられていない状態で、財政の

厳しい中難しい折衝になるだろうが、平成 28 年度リニューアルを目指していきたいと思っている。事業名「三館共通券印刷・PR」については、鳥の博物館、白樺文学館、杉村人冠記念館について、それぞれ入館料 300 円のところで、三館共通券では例えば 600 円として利用しやすく、市の活性化・賑わいづくりにも貢献できるものとして計画している。事業名「冷暖房設備の修繕」では、施設管理の包括委託先から施設の老朽化を指摘されているもので、緊急性の点から難しくなるであろうが予算要求した。

- 浅間委員：我孫子市では、自然史が 1 冊も刊行されていない。柏市及び鎌ヶ谷市に協力してきたが、鳥の博物館のある我孫子市でも将来的に自然史をとりまとめる検討をしてはどうか。
- 星野委員：我孫子市が持っている歴史・考古資料は大したものである。それらを収める郷土歴史博物館・資料館は、郷土の歴史を子ども達に知ってもらうためには必要である。予算化は難しいだろうが、検討は必要ではないか。
- 文化・スポーツ課長：ご指摘のあったものは、「社会教育推進計画」の中にあるもので、やっていく意思は十分示している。市として新たに取り組んでいる賑わいづくりでは、基金をつくり、今 5 億 4000 万円集まっており、その中に入れていければと思っている。今ご指摘のあったものについては当方も昔から是非やりたいと思っているもので、少しずつでも実現に向けて頑張って進めていきたい。
- 弓場委員：去年は、「平成 25 年度予算編成方針」が資料として配布され、その内容が説明された。その後に、資料 3 に沿って、各所管が担当する予算要求の概要が説明された。予算編成方針は重要なので、配布と説明を省略しないで欲しい。
- 生涯学習課長：丁寧に説明していきたい。今回は時間的に余裕がなく資料を作成できなかったが、次年度は対応する。
- 渡辺委員長：平成 26 年度は体育の日の事業を我孫子市全体で盛り上げようという機運が高まっているが、文化・スポーツ課と市体育協会との話し合いが持たれていない。事業として資料に反映されていないのは、調整が済んでいないためか。
- 文化・スポーツ課長：個別には話し合いが持たれている。市スポーツ推進員との連携が一番だと思っている。市体育協会が核となって市スポーツ推進員と両立しながらカバーしあい、そこに市スポーツ少年団、地域のスポーツ団体が入って、4 者が上手く回る形だと考えている。参加費の問題も次に報告するが、そこにも関連してくる事で、いろいろ調整している段階である。
- 渡辺委員長：まだ具体的ではないので資料に記載されていないということか。
- 文化・スポーツ課長：ここに記載する段階には至っていない。
- 弓場委員：資料の予算要求額には、できるだけ金額を記載していただきたい。
- 生涯学習課長：今年は 10 月 24 日が予算の締めでどうしても間に合わなかったものもある。来年度はできるだけ記入したい。数字が入ったものを送付する。

(3) 「体育行政の在り方及び社会教育施設の利用促進についての提言書」 検討結果報告について

資料 4 「体育行政の在り方及び社会教育施設の利用促進についての提言書」に対する検討結果について各所管から説明

- 文化・スポーツ課長：「Ⅰ 体育行政の在り方について」の「3 提言 (1) 総合型地域スポーツクラブの推進について①」は、現状では、中学校区では根戸小でしかやっていないが、今後は、中学校区ではなく、市にある2つの大学を核とした総合型のスポーツクラブができないかを模索している段階である。大学は、毎年、学生が変わっていき、教員を目指している学生が多く、スポーツも盛んであることを考え、地域の皆さんに教えたり、一緒にやる環境が育つ可能性が十分あるのではないかと考えている。スポーツだけではなく、文化関係へもあわせてうまくできるのではないかと模索している。もう少し見守っていただきたい。「同②」については、先程委員長と話した内容にもつながってくるが、総合型地域スポーツクラブ、市体育協会、市スポーツ少年団、それから市スポーツ推進員とが上手く連携を取り合えるよう調整していきたいと思っている。「(2) スポーツ振興事業受託団体である市体育協会の発展及び充実について」は、委託している事業の参加費について、市体育協会等の活動資金の中で使っていただくシステムづくりを考え、市体育協会事務局長との調整を図っている最中で、もう少し形になったら市体育協会に説明していきたいと考えている。「(3) スポーツコーディネーターの養成及び施設利用の調整役の必要性について②」において、スポーツ振興担当の職員は、過去何らかのスポーツを経験し、現在もやっている人であるよう、人事担当に配慮を求めている。やったことのないスポーツや指導者としての研修等については、調整しながら少しでもやっていきたいと思っている。「同①」については、放射能の関係で、学校の施設を使えない時には、実際に体育館を半分だけ使うようお願いしている。今後もそのまま継続してやっていけば、ご提言を実現できると思う。「(4) 学校体育施設空き状況及び団体情報の提供」については、現在、ホームページで公開している。部会の中でできるものは早くやろうと、ホームページにアップした。アップしたホームページを見て、直した方が良い点について言っただければ次のステップアップにつながると思う。
- 公民館長：「Ⅱ 社会教育施設利用の促進について」の「3 提言 (1) 団体の情報提供と相談体制について①」は、学級活動と公民館主催学習講座については、できるだけ内容を市民の方に知ってもらうための方策として、「であい」という公民館広報誌を春・秋号年2回発行させていただくこととした。その編集については実際に学級を担当している指導員や職員で手作りしているもので、より内容を細かく応答していると思う。今後とも講座内容のPRを一層進めていきたいと思う。学級の申込みについては、定員以上の申込みがあるため、抽選によって決めている。「同②」については、公民館の学習支援として、継続学級というものがある。学級が終了してから1年間、継続して学級団体を立ち上げて学習していくものである。具体的には、公民館の学習室に限ってある程度優先して取れるようにしている。1年間の学級活動の間においてもグループを作って継

続して学級活動をして欲しい旨、事あるごとに話している。のびのび親子学級では、2、3歳児を持つ保護者の集まりであるが、火、木、金曜コース、湖北コースとそれぞれ独立しているが、合同の形でも学級活動を継続できないか、親睦を図って仲間づくりを促すような形で平成25年度は立ち上げることができ、現在も活動中である。「同③」については、公民館では、学習に関する情報コーナーを設けており、出前講座メニュー、市民講師メニュー、キャンパスメニューをそれぞれメニュー表に載せており、同様な情報をホームページにも提供している。継続学級の学級生達もこの情報を参考にして1年間の学習の予定を立てているようである。また、窓口や電話での応対時にもそういったメニューがあることを説明することで、学習活動が身近なものと感じられるようなPRに努めている。

- 生涯学習課長：「同④」については、外部の人が市のホームページを直接更新することについて、市の広報担当からの回答では、できないということである。平成27年度中に今のホームページをリニューアルする予定であり、それ以降できる方法を検討したいということであった。「(2) 近隣センターの利用について」は、担当課の市民活動支援課から回答をもらっている。「同①」について、近隣センターの予約状況をホームページで公開できないかというものであるが、平成26年度から近隣センターへ公共施設予約システムを導入する予定となっている。その導入に合わせて公開も可能になってくる。「同②」について、文化団体であっても市民であれば近隣センターは自由に利用できる、目的外利用についても問題がない。ただ、定期利用については、公平な利用を確保する観点から難しいという回答であった。「同③」については、ホームページに利用条件を明記し、また、利用条件の違いも明記して周知を図りたいという回答であった。

○弓場委員：各団体がホームページを更新できない理由は何か。

- 生涯学習課長：技術的には可能であるが、管理上大変難しい。これからやっている守谷市を研究したいとのことだった。全くやらないということではなく、リニューアルした後に、やる方向で検討したいとのことだった。

○弓場委員：市ホームページに各団体ホームページのリンクを貼り、各団体は団体ホームページを更新するという方法で良い。

○弓場委員：「(2) スポーツ振興事業受託団体である市体育協会の発展及び充実について」において、収益を市体育協会の活動資金として活用できるようなシステムを構築したいとあるが、市の会計制度でそれが可能なのか。

- 文化・スポーツ課長：これは、大会の参加費を体育協会の大会事業に使うシステムにしたというもの。大会の参加費は、市の歳入に入る。委託事業における収益金も単年度の会計に入るが、ここでは、収益金とは区別して、参加費のことを言っている。

○渡辺委員長：参加人数が予定より増えた場合、増加分の参加費は市の収入になる。しかし、増加した参加人数に対する経費、例えば記念品や商品等の費用は、市体育協会の持ち出しとなり赤字となってしまう。市体育協会としては、体育振興のためできるだけ多くの方々に参加してもらおうと運営している。また、参加の申し込みはホームページと郵送で受け付けているため、予定人数を越えても途中で締め切ることができない。

- 弓場委員：役所の予算制度は単年度会計であり、収益を次年度に繰り越したり留保することは会計法上不可能ではないか。
- 渡辺委員長：市体育協会の努力で多くの参加者を集めても却って赤字となってしまうのは、努力の甲斐がないということを話し合っている。
- 佐野委員：新春マラソンでは1,800人の参加者を見込んで計画を立てており、参加人数が1,800人を超えると見積が甘いと市から指摘されてしまい、毎回苦勞している。

(4) 我孫子市ラブホテルの建築規制に関する条例（昭和59年5月8日条例第16号）に基づく審査会委員の推薦について

- 生涯学習課主査長：資料5は、我孫子市ホテル等審査会の設置根拠となる我孫子市ラブホテルの建築規制に関する条例である。この審査会は、市民の良好な生活環境及び教育環境を保全するため、建築物がラブホテルに該当するか否かについて、市長の諮問に応じて調査審議するため設置され、ホテル等の建築をしようとする者からの申請に対して、ラブホテルに該当するか否かについて判断し答申するものである。委員数は8人、所管は建築住宅課である。資料5の最後のページは、市長から社会教育委員長に対する委員の推薦依頼である。任期は9月1日から2年間となり、その前の任期においては、山口委員に勤めていただいた。今回、山口委員に再任をお願いしたところ快く引き受けてくださり、社会教育委員長名で推薦したことを報告するものである。

(5) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第18条の改正に伴う我孫子市社会教育委員条例（昭和33年3月24日条例第5号）第3条の改正について

- 生涯学習課主査長：資料6は、社会教育法の改正で社会教育委員の委嘱の基準が削除され、条例で定めることとされたものである。委嘱の基準というのは、社会教育法第15条第2項に定める「社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。」という規定のことである。条例で定めるにあたり、文部科学省令でその例が基準として示されており、我孫子市社会教育委員条例は、その基準に倣って改正したいと考えている。具体的には、我孫子市社会教育委員条例の中に、（委員の委嘱の基準）として「社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。」という条文を盛り込みたい。施行期日は、平成26年4月1日となるので3月議会へ上程する予定である。資料6-2は、平成23年度に通達された「我孫子市審議会等の見直し方針」であり、「委員定数等の見直し」として「原則として15人以内とし、これを越える場合は、委員の改選時に削減」とされている。資料6-3「我孫子市社会教育委員条例」第3条に「委員の定数は、16人以内」と規定されており、委員改選の来年7月末までに「15人以内」に改正する必要があるため「委嘱の基準」と併

せて改正したい。

- 弓場委員：委嘱基準の法令が変わることに、どのような背景があるのか。その変更の意味をどのように解釈すればよいのか。
- 生涯学習課主査長：「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」によって、社会教育法も改正となったものである。
- 生涯学習課長：市町村の独自の基準を取り込まれるようになったということである。

(6)その他

「我孫子市社会教育推進計画」の計画期間延長及び部会の設置について

- 生涯学習課長：「社会教育推進計画」の計画期間は平成 26 年度で切れる。我孫子市にもう一つある「生涯学習推進計画」は平成 27 年度まで計画期間がある。方向としては、「社会教育推進計画」を「生涯学習推進計画」に一本化したいと考えている。来年度は、「社会教育推進計画」の総括をしてほしい。ただし、「社会教育推進計画」には施設計画があり、図書館、視聴覚ライブラリー、体育館といった施設の整備について述べており、それについては改めて見直していきたいと思っている。
- 渡辺委員長：「生涯学習推進計画」の中に施設計画はないのか。「社会教育推進計画」の計画期間が終了した時点で施設整備の根拠となる計画がなくなってしまうということか。
- 生涯学習課長：計画として盛り込んでおけば、計画に位置づけられているということで優先順位に則って予算がとりやすくなる。
- 渡辺委員長：「生涯学習推進計画」も「社会教育推進計画」の 1 年後には計画期間が終了してしまうということで、その後の計画を策定する委員をどのように考えているか。
- 生涯学習課長：「生涯学習推進計画」の方針については、平成 27 年度に予定している。その策定委員としては、社会教育委員の中から何人か出ていただきたいと考えている。
- 渡辺委員長：「社会教育推進計画」の総括は、部会を立ち上げて検討すれば良いか。
- 生涯学習課長：そちらで検討してもらえば大丈夫だ。
- 渡辺委員長：星野委員からも「長寿大学」におけるカリキュラムや高齢者の社会貢献についての意見が出ており、「生涯学習推進計画」とも関係があるので部会で検討するのが良いと考える。
- 生涯学習課長：「生涯学習推進計画」については、平成 26 年度中に推進計画の策定委員会を立ち上げ、平成 27 年度中には推進計画の策定委員会で検討していただき、計画を改定してもらいたい。その前に、平成 26 年度中に社会教育推進計画の総括をしていただき、どういう事業がどういう成果をあげて、課題としてこういうことが残されたかという報告書を作成していただきたい。
- 渡辺委員長：それでは、「社会教育推進計画」を総括する部会を立ち上げることにしたい。部会の構成委員については、生涯学習課から候補となる社会教育委員の内諾を取ってもらい、次の社会教育委員会議で案を提示したい。